

平成 29 (2017) 年 8 月 25 日

〇〇 〇 様

保護課長 〇〇 〇〇  
保護総務課長 〇〇 〇〇

〇〇氏からの照会メールへの回答について（案①）

「はり・きゅう」の往診治療中止について、まず経過をご説明いたします。

「はり・きゅう」の往診治療について、平成 29 (2017) 年 6 月 14 日に嘱託医より 1 年半以上の往診治療において、病状が改善されていないこと及び近隣の医療機関へは、公共交通機関を利用して通院できていることから、施術費が高額となる往診での施術は認められないとの指摘があり、嘱託医が主治医所属の医師会副会長へ、直接架電して、主治医へ指摘内容の伝言を依頼しました。

同年 6 月 28 日に、主治医所属の医師会副会長から主治医へ連絡されているはずなので、中止を連絡するように、嘱託医より保護総務課へ依頼があり、保護総務課より主治医へ架電しました。

「はり・きゅう」の治療効果について、嘱託医の指摘を伝え、生活保護法の規定において、「はり・きゅうにあっては、慢性病であって医師による適切な治療手段がないものを対象とするが、指定医療機関の医療の給付が行われている期間は、その疾病にかかる施術は、給付の対象とはならない」という旨を説明しました。

主治医からは線維筋痛症の治療について、はり・きゅうを併用する症例が多いが、生活保護制度や福祉事務所の決定にとやかく言うことはできないと回答がありました。

また、保護総務課より「はり・きゅう」の施術機関にも架電し、同様に説明したところ、今後は「はり・きゅう治療」を取りやめるとの回答がありました。

以下、〇〇様から頂きましたご質問について回答いたします。

① 生活保護課の話と病院から聞いた内容が異なるのか。

嘱託医から医師会副会長への連絡をもって主治医へ伝わっていると思い、「はり・きゅうについては、嘱託医から必要がないとの意見が出ており、嘱託医から〇〇内科にその旨は伝わっているはずである」と CW より回答いたしました。

しかし、実際には副会長から主治医へは伝わっていたか確認しておらず、主治医所属の医師会からへの連絡及び嘱託医と主治医との意見調整について、確認しないまま「はり・きゅう」の往診治療を中止していたことが判明しました。

② 何故、今まで鍼灸を受けることが出来ていたのに中止になったのか。

本来であれば、嘱託医からの指摘があった時点で主治医との意見調整をし、その上で中止の判断をするべきでありましたが、今回は意見調整をしないまま中止にしてしまったものです。

③ 鍼灸は、リハビリにあたらぬのか。

「はり・きゅう」の施術については、医師による適当な治療手段がなく、「はり・きゅう」の施術を受けることを認める医師の同意がある場合に、保護の医療扶助対象となります。

また、リハビリについては、医学的な医師の医療行為として行われるため、保護の医療扶助対象となります。このことから、「はり・きゅう」とリハビリは別のものと考えます。

④ 他の市では、鍼灸が受けれるのに門真市は駄目なのか。

今回の治療中止は福祉事務所において十分な確認を行わなかったことなどが原因であり、「はり・きゅう」の施術について、線維筋痛症への治療として、医師の同意の下、受けていただけるものと考えております。

⑤ 「市の間違いをえぐって反省させる」の動画を見て、「〇〇区の医師会」の副会長の話が出てきましたが、今回の動画では会長になっているのは何故ですか。

正しくは、主治医所属の医師会の副会長となります。

⑥ 「〇〇クリニック」の医院長は、〇〇区の医師会から連絡というか話はなかったです。

嘱託医から主治医所属の医師会副会長へ直接架電をして、主治医へ指摘内容を伝えてほしいと依頼されましたことから、伝わっているものと考えておりました。しかしながら、この指摘内容が確実に主治医へ伝えられたかは確認できておりませんでした。

⑦ 〇〇さんは、門真市の嘱託医である〇〇先生と線維筋痛症を診て頂いている〇〇クリニックの先生同士が話し合ったところ鍼灸は必要なしと言い切ったのに、

話の聞き取り方と言っているのが解りません。

何回も確認しました。

嘱託医から医師会副会長への連絡をもって主治医へ伝わっていると思い、「はり・きゅう」については、嘱託医から必要がないとの意見が出ており、嘱託医から主治医にその旨は伝わっているはずである」とCWより回答いたしました。

しかし、実際には副会長から主治医へは伝わっておらず、主治医所属の医師会からへの連絡および嘱託医と主治医との意見調整について、確認しないまま、「はり・きゅう」の往診治療を中止していたことが判明しました。

⑧ 鍼灸を再開するにあたって、「〇〇」には連絡して、何故「〇〇クリニック」には連絡がいったなかったのですか。

7月末に、はり・きゅう療養費の8月分同意書について、施術機関から主治医へ発行の問い合わせをしたところ、主治医は「保護総務課より再開の連絡を受けていない」から8月分同意書を発行することはできないと施術機関に連絡が入り、施術機関から保護総務課へ問合せがあり事態が判明しました。「はり・きゅう」の再開にあたり、保護総務課から主治医への連絡が漏れており、直ちに、保護課より主治医へ架電し、従来通りの取扱いを依頼し了承を得られました。

⑨ 鍼灸をしていて効果がないという話でしたが、透析患者の病気で例えたなら、透析をするなって言うことですか。

はり・きゅうの施術については、1年半以上同じ施術を継続することはまれであり、病状が改善されていないのであれば効果がないのではとの嘱託医の見解でした。

⑩ 「門真市の嘱託医である〇〇先生」は、門真市医師会の会長「〇〇」先生ですか。

もしそうなら、連絡先がわからないというのは、門真市の職員としてごまかしているとしか聞こえません。

今回のケースにおいて、嘱託医の基本的な情報として医師会会長であることは認識していたものの、〇〇の〇〇クリニックの医師であるか否かは確実な判断が出来なかったため不十分な対応となってしまいました。

今後は、嘱託医の詳細な情報も周知してまいります。